

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合火災予防関係事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合火災予防条例（昭和47年気仙沼・本吉地域広域行政事務組合条例第15号。以下「条例」という。）の規定に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(法等による届出等)

第2条 次の各号に掲げる届出等は、消防署長（以下「署長」という。）にそれぞれ2部提出し行うものとする。

ただし、電子メールによる受付の場合はこの限りでない。

- (1) 防火防災管理者選任（解任）届出書（法第8条第2項（法第36条第1項において準用する場合を含む。））
- (2) 統括防火防災管理者選任（解任）届出書（法第8条の2第4項（法第36条第1項において準用する場合を含む。））
- (3) 防火対象物防災管理対象物管理権原者変更届出書（法第8条の2の3第5項（法第36条第1項において準用する場合を含む。））
- (4) 自衛消防組織設置（変更）届出書（法第8条の2の5第2項）
- (5) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書（法第9条の3）
- (6) 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（法第17条の3の2）
- (7) 工事整備対象設備等着工届出書（法第17条の14）
- (8) 消防計画作成（変更）届出書（規則第3条第1項，規則第51条の8第1項）
- (9) 全体についての消防計画作成（変更）届出書（規則第4条第1項（規則第51条の11の2において準用する場合を含む。））
- (10) 防火対象物点検結果報告書（法第8条の2の2第1項）
- (11) 防災管理点検結果報告書（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項）
- (12) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（法第17条

の 3 の 3)

2 署長は、前項第 1 号から第 9 号の届出書を受理したときは、1 部に届出済印（様式第 1 号）を押印し、提出者に交付するものとする。

3 署長は、第 1 項第 10 号から第 12 号の報告書を受理したときは、1 部に受理済印（様式第 2 号）を押印し、提出者に交付するものとする。

（条例等による届出等）

第 3 条 次の第 1 号から第 15 号に掲げる届出等は署長に、第 16 号に掲げる届出は消防長にそれぞれ 2 部提出し行うものとする。

ただし、電子メールによる受付の場合はこの限りでない。

（1）火災予防上必要な業務に関する計画提出書（条例第 42 条の 3 第 2 項）

（2）防火対象物使用開始届出書（条例第 43 条）

（3）炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書（条例第 44 条）

（4）急速充電設備・燃料電池発電設備・変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書（条例第 44 条）

（5）ネオン管灯設備設置届出書（条例第 44 条）

（6）水素ガスを充填する気球の設置届出書（条例第 44 条）

（7）火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（条例第 45 条）

（8）煙火打上げ仕掛け届出書（条例第 45 条）

（9）催物開催届出書（条例第 45 条）

（10）水道断減水届出書（条例第 45 条）

（11）道路工事届出書（条例第 45 条）

（12）露店等の開設届出書（条例第 45 条）

（13）少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い届出書（条例第 46 条）

（14）少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い変更届出書（条例第 46 条）

（15）少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書（条例第 46 条）

（16）指定洞道等届出書（条例第 45 条の 2）

2 署長は、前項第 1 号から第 15 号の届出書等を受理したときは、1 部に届出済印（様式第 3 号）を押印し、提出者に交付するものとする。

3 消防長は、第 1 項第 16 号の届出書を受理したときは、1 部に届出済印（様式第 4 号）を押印し、提出者に交付するものとする。

(訓練の通報)

第4条 規則第3条第11項(規則第51条の8第4項において準用する場合を含む。)の規定による消火訓練及び避難訓練の通報は、自衛消防訓練通知書(様式第5号)により、署長に2部提出し行うものとする。

ただし、電子メールによる受付の場合はこの限りでない。

2 署長は、前項の通知書を受付したときは、1部に届出済印(様式第1号)を押印し、提出者に交付するものとする。

(点検結果報告に係る是正指導)

第5条 署長は、法第8条の2の2第1項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)又は法第17条の3の3の規定による点検結果報告書を受け、点検結果の判定に不備、不良(改修済みであるものを除く。)が認められる場合は、点検結果報告に係る通知書(様式第6号)を関係者に交付し、点検結果報告に係る改修(計画)報告書(様式第7号。以下「改修報告書」という。)の提出を求めるものとする。

2 前項の改修報告書の提出は、通知書を交付した翌日から起算して原則10日以内に求めるものとする。

3 署長は、改修報告書の提出があった場合は、関係者に対して当該不備、不良事項の改修の履行を図るよう指導するものとする。

(喫煙等の禁止場所)

第6条 条例第23条第1項に規定する消防長の指定する場所は、次に掲げる防火対象物又はその部分とする。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではない場所

ア 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席

イ 観覧場の舞台及び客席(喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。)

ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席(喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。)

エ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台

オ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(延べ

面積が1,500平方メートル以上のものに限る。)の売場(食堂の部分を除く。)

カ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分。

キ 屋内展示場で公衆の出入する場所

ク 旅館、ホテル又は宿泊所で演劇等を行う部分

ケ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲(住居等の部分及び神事、仏事等で日常的に裸火等を使用する部分を除く。)

(2) 危険物品を持ち込んではない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(前号ア、イ及びウに掲げる場所を除く。)の公衆の出入する部分

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で公衆の出入する部分

ウ 車両の停車場又は船舶の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。